

大和市告示第53号

障がい福祉課の所管に係る地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の公布に伴う関係要綱の整理に関する要綱を次のように定める。

平成25年3月29日

大和市長 大 木 哲

障がい福祉課の所管に係る地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の公布に伴う関係要綱の整理に関する要綱

(大和市身体障がい児補装具費利用者負担金助成事業実施要綱の一部改正)

第1条 大和市身体障がい児補装具費利用者負担金助成事業実施要綱（平成19年大和市告示第41号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第3条中「障害者自立支援法施行令」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」に、「支払い」を「支払」に改める。

第5条ただし書中「大和市自立支援給付等の支給等に関する規則」を「大和市自立支援給付費の支給等に関する規則」に、「申し出」を「申出」に改める。

(大和市小児慢性特定疾患児日常生活用具助成事業実施要綱の一部改正)

第2条 大和市小児慢性特定疾患児日常生活用具助成事業実施要綱（平成21年大和市告示第91号）の一部を次のように改正する。

第3条ただし書中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

(大和市障害福祉サービス等利用者更生訓練費助成要綱の一部改正)

第3条 大和市障害福祉サービス等利用者更生訓練費助成要綱（平成19年大和市告示第39号）の一部を次のように改正する。

第1条中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第2条第1号中「障害者自立支援法に基づく指定障害者福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づ

く指定障害者福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」に改め、同条第2号中「事由」を「事情」に改める。

附則第2項中「改正前の障害者自立支援法施行令」の次に「（平成18年政令第10号）」を加える。

（大和市援護施設等通所訓練費の支給に関する要綱の一部改正）

第4条 大和市援護施設等通所訓練費の支給に関する要綱（平成19年大和市告示第37号）の一部を次のように改正する。

第1条中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第2条ただし書中「共同生活介護又は」を削る。

（大和市身体障がい者等自動車燃料費助成事業実施要綱の一部改正）

第5条 大和市身体障がい者等自動車燃料費助成事業実施要綱（平成21年大和市告示第92号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

（大和市福祉車両利用助成事業実施要綱の一部改正）

第6条 大和市福祉車両利用助成事業実施要綱（平成21年大和市告示第94号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

（大和市福祉タクシー等利用助成事業実施要綱の一部改正）

第7条 大和市福祉タクシー等利用助成事業実施要綱（平成21年大和市告示第95号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

（大和市地域生活移行促進事業実施及び補助金交付要綱の一部改正）

第8条 大和市地域生活移行促進事業実施及び補助金交付要綱（平成19年大和市告示第43号）の一部を次のように改正する。

第1条中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に、「第5条第12項」を「第5条第11項」に改める。

第2条第1号中「第5条第10項に規定する共同生活介護を行う事業所（以下「ケアホーム」

という。)又は同条第16項」を「第5条第15項」に改める。

第3条中「ケアホーム又は」を削る。

(大和市障がい者地域作業指導事業補助金交付要綱の一部改正)

第9条 大和市障がい者地域作業指導事業補助金交付要綱(平成21年大和市告示第96号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に、「同条第13項」を「同条第12項」に、「同条第14項」を「同条第13項」に、「同条第15項」を「同条第14条」に改める。

(大和市精神障がい者地域作業指導事業補助金交付要綱の一部改正)

第10条 大和市精神障がい者地域作業指導事業補助金交付要綱(平成21年大和市告示第97号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に、「同条第13項」を「同条第12項」に、「同条第14項」を「同条第13項」に、「同条第15項」を「同条第14条」に改める。

(大和市障がい者共同生活住居設備設置促進事業補助金交付要綱の一部改正)

第11条 大和市障がい者共同生活住居設備設置促進事業補助金交付要綱(平成19年大和市告示第44号)の一部を次のように改正する。

第2条中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に、「第5条第10項に規定する共同生活介護又は同条第16項」を「第5条第15項」に改め、同条第2号中「第5条第12項」を「第5条第11項」に改め、同条第3号中「共同生活介護及び」を削る。

(大和市障がい者地域生活サポート事業助成金交付要綱の一部改正)

第12条 大和市障がい者地域生活サポート事業助成金交付要綱(平成21年大和市告示第231号)の一部を次のように改正する。

第2条中「神奈川県障害者地域生活サポート事業実施要綱」を「障害者地域生活サポート事業実施要綱」に、「第3条」を「次条」に改める。

第6条第3項中「大和市自立支援給付の支給等に関する規則」を「大和市自立支援給付費の支給等に関する規則」に、「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

(大和市障がい者グループホーム等家賃助成金の支給に関する要綱の一部改正)

第13条 大和市障がい者グループホーム等家賃助成金の支給に関する要綱(平成19年大和市告

示第152号)の一部を次のように改正する。

第1条中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に、「第5条第16項」を「第5条第15項」に改め、「法第5条第10項に規定する共同生活介護を提供する施設」を削る。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第4条中大和市援護施設等通所訓練費の支給に関する要綱第2条ただし書の改正規定、第8条中大和市地域生活移行促進事業実施及び補助金交付要綱第1条の改正規定（「第5条第12項」を「第5条第11項」に改める部分に限る。）並びに同要綱第2条及び第3条の改正規定、第9条中大和市障がい者地域作業指導事業補助金交付要綱附則第2項の改正規定（「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める部分を除く。）、第10条中大和市精神障がい者地域作業指導事業補助金交付要綱附則第2項の改正規定（「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める部分を除く。）、第11条中大和市障がい者共同生活住居設備設置促進事業補助金交付要綱第2条の改正規定（「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める部分を除く。）並びに第13条中大和市障がい者グループホーム等家賃助成金の支給に関する要綱第1条の改正規定（「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める部分を除く。）は、平成26年4月1日から施行する。